

学校法人沖縄キリスト教学院役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人沖縄キリスト教学院（以下「本法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び手当等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 役員報酬とは、報酬、特別手当、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程に基づくものは含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬及び手当等)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 常勤の理事長の報酬月額は、350,000円とする。
 - (2) 非常勤の理事長の報酬月額は、300,000円とする。
 - (3) 常勤の常務理事の報酬月額は、300,000円とする。
 - (4) 非常勤の理事及び監事の手当は、交通費を含め日額20,000円とする。
 - (5) 理事会が設置する委員会に、理事会が委嘱する外部の委員が出席した場合の手当は、交通費を含め日額5,000円とする。
 - (6) 評議員が評議員会に出席した場合の手当は、交通費を含め日額5,000円とする。
- 2 前項第1号から第6号の規定にかかわらず、本法人の財政状況等によっては、各号の規定額の範囲内で報酬月額等を理事会において決定することができる。

(通勤手当)

第4条 理事長及び常務理事には、給与規程第15条の規定に準じ通勤手当を支給する。

(特別手当)

第5条 役員への特別手当（賞与等）は支給しない。

(退任慰労金)

第6条 役員が退任するにあたり、退任慰労金は支給しない。

(二重支給の禁止について)

第7条 専任の教職員が、理事及び評議員を兼ねる場合は、第3条から第5条の規定は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の役員の報酬及び第4条に規定する通勤手当の支給の時期は、給与規程第7条第2項の規定を準用する。

- 2 非常勤の理事長の報酬及び第4条に規定する通勤手当の支給の時期は、毎月10日とする。
- 3 非常勤の理事及び監事の日額手当、並びに評議員の手当の支給の時期は、理事会、評議員会の開催日の翌月10日とする。
- 4 第2項、第3項に定める支給の日が休日にあたる場合は、その前日においてその日に近い休日でない日とする。ただし、理事会において変更することができる。
- 5 役員及び評議員の報酬及び手当等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 6 役員及び評議員の報酬及び手当等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第9条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表1のとおりとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、出張手続き及び旅費の支給等について必要な事項は、旅費・交通費規程を準用する。
- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 本法人は、この規程もって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 学校法人沖縄キリスト教学院役員報酬等規程（1991年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、2012年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、2012年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年12月5日から施行する。